

法人税実務事例検討

外国子会社株式の為替変動リスクを
外貨建借入金でヘッジした時の繰延ヘッジ処理E Y 税理士法人 顧問
税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

外国子会社株式の為替変動リスクを軽減するために、期末時換算法の適用となる外貨建借入金でヘッジした場合には、要件を満たせば繰延ヘッジ処理が認められ、その外貨建借入金の為替換算差損益はヘッジ対象である外国子会社株式の譲渡等の時まで繰延処理される。

事 例

当社は、外国子会社である A 社（100% 出資）の為替変動リスクを軽減するために、期末時換算法の適用となる外貨建借入金をヘッジ手段とする繰延ヘッジを開始しました。

A 社株式の帳簿価額は 1,000,000 米ドル（円換算では 120,000,000 円）ですが、外貨建借入金の発生時の為替レートは @110 円/\$ であり、期末の為替レートは @105 円/\$ でした。

以下の会計処理は税務処理としても認められるでしょうか。

【当社における外貨建借入金の発生時の会計処理】

銀行預金	110,000,000 円	／	外貨建借入金	110,000,000 円
------	---------------	---	--------	---------------

【当社における期末の会計処理】

外貨建借入金	5,000,000 円	／	繰延ヘッジ負債	5,000,000 円
--------	-------------	---	---------	-------------

I 本事例における法令等の検討

1 繰延ヘッジ処理の概要

内国法人が行ったデリバティブ取引のうち、事業年度終了の時に未決済となってい

るもの（未決済デリバティブ取引）については、決済したものとみなし、それによって算出される利益の額又は損失の額（みなし決済損益額）を益金の額又は損金の額に算入することとされています（法法 61 の 5 ①）。

また、当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入したみなし決済損益額は、翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入し、洗替処理を行うものとされています（法令 120）。

ただし、デリバティブ取引等であっても、①資産若しくは負債の価額の変動によって生ずるおそれのある損失の額、又は②資産の取得若しくは譲渡、負債の発生若しくは消滅、金利の受取若しくは支払その他これらに準ずるものにより受け取ることとなり若しくは支払うこととなる金銭の額の変動によって生ずるおそれのある損失の額（①及び②を併せて「ヘッジ対象資産等損失額」といいます。）を減少させるために行った場合で、そのデリバティブ取引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められるときは、デリバティブ取引等の決済金額並びにみなし決済損益額に相当する金額は、当該資産若しくは負債の譲渡若しくは消滅又は当該金銭の受取若しくは支払の日の属する事業年度まではその計上を繰り延べるものとされています（法法 61 の 6、法令 121 の 5）。

これは、デリバティブ取引等をヘッジ目的で行った場合、ヘッジ対象の損益の計上時期とヘッジ手段の損益の計上時期を合わせることとしたものです。

なお、当然のことながら、ヘッジ対象となっている資産の譲渡若しくは負債の消滅又は金銭の受取若しくは支払があった場合には、それらの事業年度以後の事業年度においては、既にヘッジ対象の損益が計上されていることから、ヘッジ手段であるデリバティブ取引等のみなし決済損益額は繰り延べることはできません。

2 繰延ヘッジ処理におけるデリバティブ取引等

繰延ヘッジ処理の適用を受けるヘッジ取引の手段となるものは、次の取引とされています（法法 61 の 6④）。

- ① デリバティブ取引
- ② 有価証券の空売り、信用取引及び発効日取引
- ③ 期末時換算法により円換算をする外貨建資産等を取得し又は発生させる取引

3 外貨建資産等の期末換算の方法

法人税法第 61 条の 9 第 1 項（外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等）では、次のように規定されています。

「内国法人が事業年度終了の時ににおいて次に掲げる資産及び負債（外貨建資産等）を有する場合には、その時における当該外貨建資産等の金額の円換算額は、当該外貨建資産等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法（第 1 号、第 2 号ロ及び第 3 号に掲げる外貨建資産等にあつては、これらの規定に定める方法のうち当該内国法人が選定した方法とし、当該内国法人がその方法を選定しなかった場合には、これらの規定に定める方法のうち政令で定める方法とする。）により換算した金額とする。

- 一 外貨建債権（外国通貨で支払を受けるべきこととされている金銭債権をいう。）及び外貨建債務（外国通貨で支払を行うべきこととされている金銭債務をいう。）イ又はロに掲げる方法
- イ 発生時換算法（事業年度終了の時（期末時）において有する外貨建資産等について、前条第 1 項の規定により

当該外貨建資産等の取得又は発生の基因となった外貨建取引の金額の円換算額への換算に用いた外国為替の売買相場により換算した金額（当該外貨建資産等のうち、その取得又は発生の基因となった外貨建取引の金額の円換算額への換算に当たって同条第 2 項の規定の適用を受けたものについては、先物外国為替契約等により確定させた円換算額）をもって当該外貨建資産等の当該期末時における円換算額とする方法をいう。次号及び第 3 号において同じ。）

- ロ 期末時換算法（期末時において有する外貨建資産等について、当該期末時における外国為替の売買相場により換算した金額（当該外貨建資産等のうち、その取得又は発生の基因となった外貨建取引の金額の円換算額への換算に当たって前条第 2 項の規定の適用を受けたものについては、先物外国為替契約等により確定させた円換算額）をもって当該外貨建資産等の当該期末時における円換算額とする方法をいう。以下この条において同じ。）

二 外貨建有価証券（償還、払戻しその他これらに準ずるものが外国通貨で行われる有価証券として財務省令で定めるものをいう。）次に掲げる有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める方法

- イ 第 61 条の 3 第 1 項第 1 号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券 期末時換算法
- ロ 第 61 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する売買目的外有価証券（償還期限及び

償還金額の定めのあるものに限る。）

発生時換算法又は期末時換算法

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 発生時換算法

三 外貨預金 発生時換算法又は期末時換算法

四 外国通貨 期末時換算法

4 期末時換算法による為替換算差額の処理

法人税法第 61 条の 9 第 2 項では、「内国法人が事業年度終了の時ににおいて外貨建資産等（期末時換算法によりその金額の円換算額への換算をするものに限る。）を有する場合には、当該外貨建資産等の金額を期末時換算法により換算した金額と当該外貨建資産等のその時の帳簿価額との差額に相当する金額（「為替換算差額」という。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。」と規定されています。

5 為替換算差額の翌期の処理

法人税法施行令第 122 条の 8 第 1 項（外貨建資産等の為替換算差額の翌事業年度における処理等）では、「内国法人が法第 61 条の 9 第 2 項の規定により当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入した金額に相当する金額は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。」と規定されています。

II 本事例における取扱いの検討

1 外貨建借入金がヘッジ目的で行われているか

貴社は保有する米国ドル建ての有価証券である A 社株式の為替相場の変動による損失の額を減少させるために、期末時換算法の適用を受ける米国ドル建ての外貨借入れを行っていることから、A 社株式の為替相場の変動に伴い生ずるおそれのある損失を減少させるための外貨建借入金は、ヘッジ目的であると認められます。

A 社株式は、米国ドル建ての売買目的外有価証券であり、償還期限及び償還金額の定めのあるものに該当しないことから、上記 I 3 のとおり、法人税法第 61 条の 9 第 1 項第 2 号ハの発生時換算法の適用を受けるため、外国為替相場の変動に伴い損失の生じる可能性があることから、A 社株式の外国為替相場の変動に伴う損失はヘッジ対象となります。

また、貴社は取得した A 社株式の為替相場の変動による損失の額を減少させるために、上記 I 2 ③の期末時換算法の適用を受ける外貨建借入金を行っていることから、この外貨建借入金は繰延ヘッジ処理におけるデリバティブ取引等に該当し、外国為替相場の変動に伴い生ずるおそれのある損失を減少させるために取引を行ったものに該当することから、ヘッジ目的であると認められます。

2 帳簿書類への記載要件

貴社が保有する米国ドル建ての A 社株式は、為替相場の変動に伴い損失の生じるお

それがあることから、期末時換算法の適用対象となる外貨建借入金はヘッジ手段となります。そうすると、ヘッジ手段である外貨借入れを行った日に、ヘッジ対象となる資産 (A 社株式) 並びにヘッジ手段となるデリバティブ取引等の種類、名称、金額、ヘッジ期間その他参考となるべき事項 (ヘッジ対象等の明細) を、そのデリバティブ取引等に係る契約の締結に関する帳簿書類に記載する必要があります (法規 27 の 8 ①②)。

3 ヘッジが有効であると認められる場合

貴社が、ヘッジ手段である外貨借入れを行った時から期末時 (×月末日) までのヘッジ対象である「A 社株式の米国ドルの為替相場の変動額」とヘッジ手段である「外貨建借入金の為替相場の変動額」の割合が 80 % から 125 % の間にあれば、そのヘッジ手段は有効であることから (法令 121 の 2)、その外貨建借入金のみなし決済損益額を繰り延べることとなります (法法 61 の 6 ①)。

貴社の場合、ヘッジ対象は A 社株式の米国ドル為替相場の変動であり、ヘッジ手段が米国ドル建ての外貨建借入金であることから、決算期末である×月末日にはヘッジの有効性割合は、ほぼ 100 % になると思われます。

したがって、ヘッジ手段である外貨建借入金の期末時換算法による為替換算差損益 (みなし決済損益額) をいったん計上し、同額を繰延ヘッジ資産又は繰延ヘッジ負債として計上することにより、期末時換算法の適用を受ける外貨建借入金の為替換算差

損益は所得金額に含めないこととなります。

なお、期末時には、ヘッジ対象である A 社株式の米国ドル為替相場の変動額をヘッジ手段である外貨建借入金の為替換算差損益（みなし決済損益額）で除して、有効性の判定をすることから、有効性割合はほぼ 100% になりますので、『金融商品会計に関する実務指針#158』では高い有効性があるとみなされ、有効性の判定を省略することができますが、法人税法上は有効性の判定を省略することは認められていないので注意が必要です。

4 翌期の処理

貴社が、期末において期末時換算法の適用を受ける外貨建借入金の為替換算差額を

その事業年度の所得金額に加算又は減算したみなし決済損益額は、その翌事業年度の所得金額の計算において、上記 I 5 のとおり、洗替処理により減算又は加算することになります。

また、デリバティブ取引等の決済損益額に係る金額については、そのデリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産若しくは負債の譲渡若しくは消滅又は金銭等（その金銭の受取又は支払により負債が発生し、又は資産を取得する場合のその金銭を除きます。）の受取若しくは支払のあった日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入されることとなります（法令 121 の 5 ①）。

(貴社)

【外貨建借入金の発生時の会計処理】

銀行預金	110,000,000 円	／	外貨建借入金	110,000,000 円
------	---------------	---	--------	---------------

【期末の会計処理】

外貨建借入金	5,000,000 円	／	繰延ヘッジ負債	5,000,000 円
--------	-------------	---	---------	-------------

【税務処理】

外貨建借入金	5,000,000 円	／	為替換算差益	5,000,000 円
--------	-------------	---	--------	-------------

繰延ヘッジ損失	5,000,000 円	／	繰延ヘッジ負債	5,000,000 円
---------	-------------	---	---------	-------------

【税務修正】

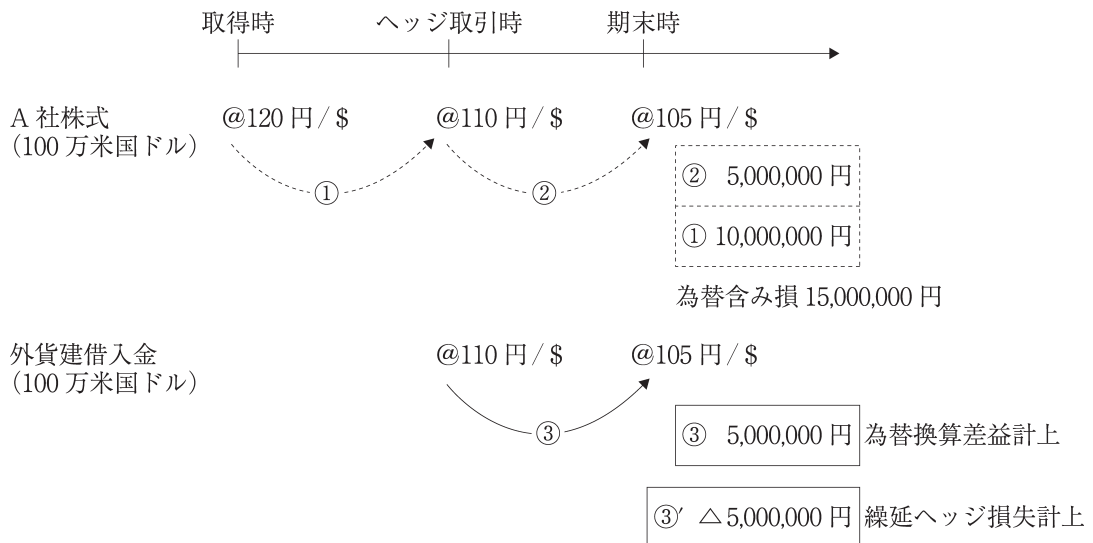
繰延ヘッジ損失	5,000,000 円	／	為替換算差益	5,000,000 円
---------	-------------	---	--------	-------------

< 貴社の申告調整 >

【別表 4】

区 分		総 額	処 分		
			留 保	社 外 流 出	
		①	②	③	
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配 当	円
				そ の 他	
加 算	損金経理をした法人税及び地方 方法人税(附帯税を除く。)	2			
	損金経理をした道府県民税(利 子割額を除く。)及び市町村民 税	3			
	損金経理をした道府県民税利 子割額	4			
	損金経理をした納税充当金	5			
	交際費等の損金不算入額	9			そ の 他
	為 替 換 算 差 益 加 算	10	5,000,000	5,000,000	
減 算	減価償却超過額の当期認容額	12			
	納税充当金から支出した事業 税等の金額	13			
	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)	14			※
	外国子会社から受ける剰余金の配 当等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15			※
	受贈益の益金不算入額	16			※
	所得税額等及び欠損金の繰 戻しによる還付金額等	19			※
繰延ヘッジ損失認容	20	5,000,000	5,000,000		

[概要図]



(注) ③、③'が繰延ヘッジ処理です。

(了)